

広報みしま

町のすがた

(12月1日現在)



第309号

人口	男	3,338人(+10)
	女	3,644人(-2)
	計	6,982人(+8)
世帯数		1,786(+8)
()は11月1日との比較		

平成5年12月15日
 発行 新潟県三島郡三島町役場
 ☎ (0258) (代) 42-2221
 印刷 長岡市 あかつき印刷



朝晩の寒さが身にしみる今日このごろ、みしま中央会館ホールで、お年寄りたちがゲートボールを楽しんでいます。これまで冬の間、ゲートボールはお休みだったお年寄りたちにとって、このホールは格好の「室内ゲートボール場」。町老連では、地域ごとに練習日を割り当て、総当たりリーグ戦を行います。冬季間の運動不足解消はもちろん、お年寄り一人一人の親睦も深まっていくことでしょう。

9月に完成した「みしま中央会館」は、ホールのほか、和室の研修室、洋室の営農推進室と農業実習室があります。団体、グループのコミュニティの場として、大いにご利用ください。

利用 されています みしま中央会館

冬の朝、白い息を吐きながら、霜柱を踏んで登校——靴の下でザクザクと鳴るのが面白くて、みんな競争しながら霜柱の上を歩いた思い出をもつ方もおられるでしょう。

細かい水の柱が、ときには十センチほどにも伸びていて、朝日にきらめく様は美しいものです。でも、霜柱を見たことがない人も案外多いようです。これは、都市化した地域が増え、畑や未舗装の道路が少なくなったからでもあります。実は、霜柱はどこにでもできるわけではないのです。

霜柱は、地中の水分が毛管現象で地表面に染み出て凍り、細かい水柱になったものです。これができるのは零下十度くらいまでです。寒すぎると地面の下で凍ります。また、土の質にも関係があります。関東の赤土などには霜柱がでやすく、砂地や粘土質の土地柄ではできにくいのです。



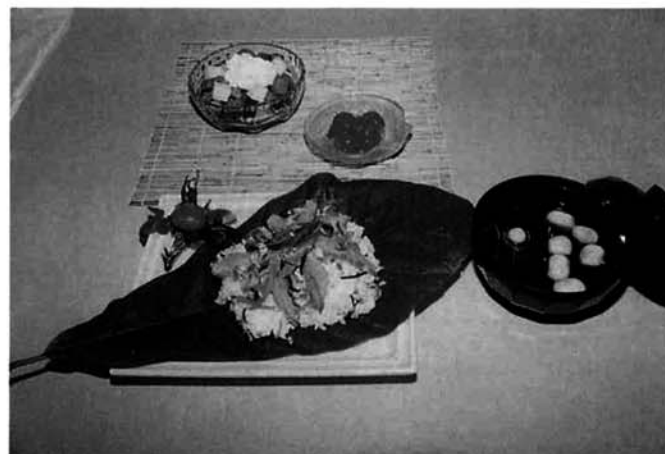
季節風



11月20日、保健センターで行なわれた「ヘルシー料理講習会」

奥様必見!

ヘルシー料理の紹介



・プリンセスライス

材料(1人分)

- 強化米……80g
- 鯖……100g
- さやいんげん……10g
- クルミ……10g
- ひじき……3g
- あぶら揚げ……20g
- 干しいたけ……5g
- 人参……10g
- 合わせ酢(酢……10g みりん……5g)
- 砂糖……5g
- しょうゆ……5g
- だし汁……10g

作り方

- ①合わせ酢を作り、寿司ご飯を作る。
- ②鯖は焼き、身をほぐしておく。さやいんげんは色よくゆで、斜め切り。クルミはフライパンでいり、香りが出るようにする。
- ③ひじき、干しいたけはもどし、油抜きしたあぶら揚げ、人参はせん切りにし、砂糖、しょうゆ、だし汁で煮て、冷ます。
- ④①の中に③を混ぜ、皿に盛り、上から②の具のちらしを飾りつける。

・ハマナスの実の甘煮

材料(1人分)

- ハマナス……30g
- 三温糖……5g
- 蜂蜜……5g
- ラム酒……小々

※甘煮は、栗島の美しい浜で見つけたハマナスの実

町内のお母さんたちを集め、「料理講習会」が行われ、「平成五年度県民ヘルシー料理コンクール」最優秀賞受賞の料理が紹介されました。

紹介されたのは「鯖寿司」。紹介されたのは「鯖寿司」。紹介されたのは「鯖寿司」。紹介されたのは「鯖寿司」。

例えば、皇太子妃雅子さまのルーツ。このゆえんから、「プリンセスライス」と名づけられ、独創性に富み、栄養のバランスも取れた献立です。

ぜひ一度、ご家庭でもお試しください。

税

今月の納税

固定資産税	4期分
国民健康保険税	12月分
国民年金保険料	12月分
水道使用料	12月分
ガス料金	12月分



保健知識や技能を高めるため研修する保健委員さん。(12月6日 保健指導車内で)

忘年会、新年会など、お酒を飲む機会が多いシーズンを迎えました。薬と毒の二面性をもつお酒。ゆったりした気分でも、時間をかけて飲む、タンパク質、ビタミンBを含んだ食品をさかんに、週に二日は休肝日にする。健康のため、お酒を毒にしないようにしましょう。

健康といえば、町の各大字には保健委員さんがいます。保健委員さんは、町との連絡役となり、皆さんの健康づくりをお手伝いします。保健衛生事業についての相談は、お気軽に近くの保健委員さんへ。

編集後記

建物を取り壊したら連絡を！

■ 税務課からのお知らせ

平成6年1月1日までに建物を壊された方（一部取り壊し含む）は、1月10日までに税務課へご連絡ください。特に、建て替えを伴わない取り壊しが確認漏れとなりやすいので、ご注意ください。

実際に計算すると…税額モデル計算

平成6年度の評価替えに伴う具体的な事例は次のとおりです。

土地（家屋の敷地：200㎡）

平成3年度の価格 12,000,000（60,000円/㎡）

平成6年度の価格 42,000,000円（210,000円/㎡）

評価の上昇割合：3.5倍

平成5年度分の固定資産税については評価額課税

家屋（昭和57年12月建築、木造2階建（専用住宅）、床面積110㎡）

平成3年度の価格 5,170,000円（47,000円/㎡）

平成6年度の価格 5,014,900円（45,590円/㎡）

●土地の固定資産税の計算式

（平成3年度価格）×（住宅用地の特例率）×（税率）

・平成5年度分： $\frac{12,000,000}{3,000,000\text{円（課税標準額）}} \times \frac{1}{4} \times 1.4\% = 42,000\text{円}$

評価の上昇割合が3.5倍ですので、住宅用地で3.6倍以下の場合の負担率が適用となります。

・平成6年度分： $\frac{3,000,000}{3,000,000} \times 1.05 \times 1.4\% = 44,100\text{円}$

・平成7年度分： $\frac{3,150,000}{3,000,000} \times 1.05 \times 1.4\% = 46,300\text{円}$

・平成8年度分： $\frac{3,307,500}{3,000,000} \times 1.05 \times 1.4\% = 48,600\text{円}$

（前年度の課税標準額）×（負担調整率）×（税率）＝（当年度の税額）

●家屋の固定資産税の計算式

・平成5年度分： $5,170,000 \times 1.4\% = 72,300\text{円}$

・平成6～8年度分： $5,014,000 \times 1.4\% = 70,100\text{円}$

平成6年度～平成8年度の固定資産税額 単位：円

区分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
土地	42,000	44,100 (5%)	46,300 (5%)	48,600 (5%)
家屋	72,300	70,100 (△3%)	70,100 (0%)	70,100 (0%)

住民税に対する「ふるさと寄付金控除」を認可

地方税法の改正により、平成六年度の個人住民税から、県、町に対する寄付金について、所得控除が認められることになりました。

これは、住民の地方公共団体への寄付は、地域づくりへの参加意識を高め、住民と地方公共団体との協力、連携を進めることにつながるためです。

▽所得控除の対象
①平成五年一月一日以降の寄付金です。
②都道府県、市町村に対する寄付金で、寄付者の住所地にはとられません。

③控除対象額は、寄付金のうち控除対象となるものの合計額が十万円を超える場合に、十万円を超える部分の金額です。なお、合計額が総所得金額の二十五パーセントに相当する金額を超える場合は、この二十五パーセントに相当する金額となります。

寄付金の額と総所得金額の25パーセントのうちどちらか少ない方の金額

＝寄付金控除額
10万円

平成6年度の評価替えにご理解を

固定資産税シリーズ2

固定資産税

固定資産税の課税のしくみと平成六年度の評価替えが基本的に評価の均衡化、適正化を図ることが目的であり、増税を図ろうとするものではないことは、先月号でお知らせしました。今月号では、評価替えに伴う納税者の税負担をできるだけ抑えるための調整措置と、税のモデル計算について、お知らせします。評価が上がっても、負担は急に増えません。平成六年度の評価替えにご理解をお願いします。

納税者の税負担については、総合的かつ適切な調整措置を講じることにより、固定資産税の急激な税負担の増加をできる限り抑えることにしています。

土地関係

①住宅用地の課税標準の特例措置拡充
②評価の上昇割合の高い宅地に対する暫定的な課税標準の特例措置の導入
③宅地について、よりなだらかな税負担となるような負担調整措置の実施

区分	現行	改正後
一般住宅用地	価格の $\frac{1}{2}$	価格の $\frac{1}{3}$
小規模住宅用地 (200㎡まで)	価格の $\frac{1}{4}$	価格の $\frac{1}{5}$
評価の上昇割合の高い宅地	特例措置なし	評価の上昇の程度に応じて価格の $\frac{3}{4}$ ～ $\frac{1}{2}$

家屋関係

家屋の評価を見直し、税負担の軽減をします。
例：木造住宅の場合
①家屋の耐用年数の短縮

前年度の課税標準額
×負担調整率×税率
＝当年度の税額

このことにより、平成六年度から八年度分の固定資産税は、次の算出で計算されます。

区分	評価の上昇割合※	負担調整率
住宅用地	3.6倍以下のもの	1.05
	3.6倍を超え、4.8倍以下のもの	1.075
	4.8倍を超え、6.75倍以下のもの	1.1
	6.75倍を超え、15倍以下のもの	1.15
非住宅用地	15倍を超えるもの	1.2
	2.4倍以下のもの	1.05
	2.4倍を超え、3.2倍以下のもの	1.075
	3.2倍を超え、4.5倍以下のもの	1.1
	4.5倍を超え、10倍以下のもの	1.15
	10倍を超え、18倍以下のもの	1.2
	18倍を超えるもの	1.25

前掲①～③の措置により、課税評価の上昇割合に応じて、次のとおり「負担調整率」を定めます。

都市計画税

〔現行〕二十四年→
〔改正後〕二十年
②非木造の住宅・アパートの初期減価の引き下げ
〔現行〕〇・九%→
〔改正後〕〇・八%
③平成五年度において課税されている家屋については、最低三%減価
④新築住宅の軽減対象床面積の拡大
〔現行〕一〇〇㎡→
〔改正後〕一二〇㎡

住宅用地に係る課税標準の特例措置が導入されます。

①小規模住宅用地
〔現行〕特例措置なし→
〔改正後〕価格の三分の一
②その他の住宅用地
〔現行〕特例措置なし→
〔改正後〕価格の三分の二
●固定資産税と同様の税負担の調整措置が導入されます。
○評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置
○よりなだらかな負担調整措置
○家屋に係る耐用年数の短縮など

総延長は67キロ 道路除雪にご協力を



本格的な降雪期を迎え、町では道路除雪計画を策定し、万全の除雪体制を整えています。それによると、国県道、主要町道六万七、一七〇メートルについて、

重要な路線から随時機械除雪を行います。

通勤、通学に間に合わせるため早朝、耳障りな除雪車の騒音が聞こえてくることもあるかと思いますが、ご理解ください。

なお、機械除雪には限界があります。スムーズな除雪作業のため、次のことにご協力をお願いします。

☆路上駐車、物品放置はやめましょう

路上にごみ箱、ドラムかん等を放置しないでください。自動車、自転車は車庫か駐車場へ。

☆除雪路線沿いの樹木等の除去、補強

倒伏した樹木は作業の支障となりますので、所有者で処理を。また壊れやすい垣根、へいなどは補強してください。

☆除雪車の事故防止を

児童、園児、お年寄りが除雪車に近づくこと危険です。歩行者の方は交通安全に注意してください。

さい。

☆消火栓、防火水槽の除雪

消火栓、防火水槽は赤い布切れをつけて明示し、地域ぐるみで除雪してください。

☆出入口、通路の除雪

除雪の際、各戸の出入口や通路が雪でふさがれますが、ご迷惑でも各自で取り除いてください。

☆道路に雪を捨てない

屋根の雪おろしにあたっては、道路に雪をださないように。やむを得ない場合は速やかに取り除いてください。

町内会、集落単位の一斉雪おろしは、事前に建設課に連絡ください。

☆消雪パイプの掃除を

消雪パイプの水がキチンと出していない場合は、ノズルの掃除をお願いします。

なお、消雪パイプは二時間の運転休止期間が設けられています。(14時～15時、16時～17時)

県下の強豪が町に集う 小学生バレーボール大会

県バレーボール協会等が主催する「新潟県小学生バレーボール大会」が、十一月二十八日、三島中学校体育館と、完成したばかりの北越銀行体育館を会場に行われました。

五回目となる今年の大会から、町体育協会と町教育委員会が後援団体として新たに加わり、一層盛大な大会となりました。

県下八地区の予選を突破した男子十チーム、女子十六チームが熱戦を繰り広げた結果

男子は「菅谷ジュニアバレーボールクラブ」(新発田市)、女子は「大出小ランナース」(中条町)が優勝しました。

県大会出場まであと一歩

「三島ジュニアバレーボール」

本大会予選大会の「長岡地区大会」(十月十一日、長岡市市民体育館)には、三島ジュニアバレーボールが



ニアバレーボールチームA・B・Cが参加。Aチームが見事三位に入賞しました。あと一勝すれば県大会へ出場できたというところで、来年の健闘が期待されます。

俳句

輸入米一便届く秋の雨 名塚清一

七五三お色直しも時代かな 遠藤カズ

大根漬けて妻は豊かになりけり 桜井草子

蕎麦の里織連なる信州路 小林守門

ウルグワイラウンド気になる時雨かな 遠藤素木

いわし雲ぎっくり腹で歩かれず 中村遊雲

秋深み私行く人の背な丸く 木戸志津

一席の大輪菊に隙間なし 安達南風

廃線の鉄道の錆や枯葎 柳橋比呂志

根大樹初木枯を放ちけり 遠藤枯骨

北窓を塞ぎ人をも封じけり 原游子

明朝は霜となるらし矜立てる 難波千代女

スケジュール通りの旅や冬うらら 大滝著風

寒林に吸ひ込まれけり絵画展 小林松子

銀杏落葉敷きつめられし明りかな 結城老松

短歌

乗の実は穂の割れ目を無手と開け 田口半割

丸太切りの実演 テクノフェアで好評



長岡産業交流会館「ハイブ長岡」で開催された「信濃川テクノフェア」(十一月十二日～十四日)で、三島町の「丸太切り」が実演されました。

信濃川テクノフェアは、長岡圏域十七市町村の工業技術をアピールするイベント。三島町の「手引き鋸」を広く知ってもらえればと、三島まっりの名物行事「丸太切り」を実演したところ、訪れた多くの方々が挑戦。三島町「脇野町鋸」の名を、大いに宣伝しました。

綱引きはムスカミイ 「ガンバセ七日市」県大会出場



全県下の力自慢が集まる「綱引大会」(県JA共済主催)に、七日市のおとうさんたちが参加、目一杯綱を引いてきました。男女合わせて一三〇チーム余りが、トーナメント戦を行う大綱引き大会で、「ガンバセ七日市」は巻町の「河井クラブ」と対戦。敗れたものの、それまでの練習を通じて、おとうさんたちの団結が一段と強くなったといふことです。

活気ある町づくりを考える 地域づくり講演会

「町づくり講演会」(町・町商工会共催)が十一月二十四日夜、みしま交流センターで開催されました。

「みんなで語ろう明日の三島町」をテーマとした講演会は、国土庁地域振興アドバイザーを務める浦野秀一氏の講演の後、参加者との懇談会が行われました。

浦野氏は「地域づくりにおい

る住民の役割と行政の役割」と題し、約一時間半にわたり講演。地域おこしの成功事例を挙げ、町づくりに大切なことは①住民同士が語りあう場づくり②施設づくり、イベントづくりには原点から住民が参加する「積上げ民主主義」の導入の二点。よい町とは、自分の住む町を気にかけている町民が多くいる町であり、人口の多少や財政規模などは関係ないと力説しました。

講演会の後、講師を囲んでの懇談会に移り、聴衆から「商店街活性化の方法は」「若者流出を防ぐには」といった質問が出され、熱心な討論が交わされました。



語り合う「明日の三島町」
ティ研究所代表 浦野秀一先生



お知らせ

照会は電話で

- 三島町役場 42-2221(代)
- ガス企業団 42-2671
- 水道企業団 72-2259
- 消防斎場組合 72-2572

火事・救急 119

年末年始の役場業務は、**12月29日(水)～1月3日(月)**まで休ませていただきます。

あらかじめ必要なものは、二十八日までに手続きをお願いします。

なお、出生・死亡など届出期限のあるものや緊急を要する事務などについては、常時職員がおりますので電話等で照会してください。

年末年始の役場業務

年末年始の役場業務は、**1月1日と3日が休み**です。

斎場業務は、ほかの日は業務を休みません。あらかじめ斎場組合(☎七二二五七二)に連絡のうえ、手続きをお願いします。

ゴミ収集・し尿くみ取りの休みについて

- ゴミ収集 12月31日(金)～1月3日(月)
- ※12月30日は全町内を収集いたします
- し尿くみ取り 12月29日(水)～1月3日(月)

与板町外二ヶ町村水道企業団職員募集

▽応募資格 昭和四十七年四月二日から昭和五十一年四月一日までに生まれた男子で、三島町、与板町、和島村に住所を有し、高等学校卒業以上の学力を有する者。

▽採用人員 一名

▽採用予定日 平成六年四月一日

▽受付期間 十二月二十日から平成六年一月十四日まで。

▽問い合わせ・申込先 与板町東与板五〇一番地一

与板町外二ヶ町村水道企業団業務課(☎七二二二五九)

年末年始の防犯運動(1/19) みんなで防犯明るい街に



何かと忙しい年末年始は、買い物などで多額の現金を持ち歩くことが多くなるほか、忘年か。

一月十日が「110番の日」とされていることをご存じです。

事件、事故発生 すぐに「110番」

働きたい女性のための ワープロ技術講習会

対象 就業を希望する女性

「芳志ありがとうございます」

次の団体、個人の方々から、ご寄付をいただきました。有効に活用させていただきます。

- フラミンゴダンスクラブ 様 十万円
- 日赤奉仕団 様 七万円
- 草分 栄一 様 十万円

納めて受けよう国民年金

国民年金コーナー



申請、問い合わせは 住民課福祉係へ

国民年金の保険料は所得額から控除されます

国民年金の保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告の際は、忘れずに国民年金の保険料を申告してください。

控除の対象となるのは、平成五年一月から十二月までの一年間に納めた次の保険料です。

▼定額保険料 一月から三月までは九、七〇〇円、四月から十二月までは一〇、五〇〇円です。

▼付加保険料 一か月四〇〇円です。

▼その他の保険料 未納保険料・追納保険料・前納保険料などがあります。なお、納めた保険料額がわからないときは、住民課福祉係にお問い合わせください。

保険料は忘れずに……

第一号被保険者として国民年金に加入している皆さん、保険料の納め忘れはありませんか。納め忘れたままにしておく

と、将来、老齢基礎年金を受けられる年齢になっても納付年数が足りずに全く受けられないという悲しい結果にもなりかねません。また、万のときの障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなることがあります。笑顔で年金を受けるために、保険料はきちんと納めましょう。

なお、「口座振替」を利用することもできます。預金口座から自動的に引き落とされますので、毎月確実に納められます。納め忘れをしないように、ぜひ口座振替をご利用ください。

工業統計調査にご協力を

わが国の製造業の実態を把握し、国・県・町行政に生かす資料とするため、十二月三十一日を基準日として工業統計調査が実施されます。

調査にあたっては、調査員が各事業所にお伺いし、調査表の記入をお願いいたしますので協力ください。

県推奨優良品の認定審査

県産品推奨制度に基づく推奨優良品の認定審査を実施します。

▼申請資格 県内に事業の本拠がある製造または、販売業者の方。

▼推奨対象品 加工食品、繊維製品、家具装備品、金属製品、雑貨、または、観光土産品であって、次のいずれにも該当すること。

- ・製造または、加工の最終工程が県内において施されたもの。
- ・他の特許品または登録の模倣品でないもの。
- ・推奨優良品の認定を受けるために特別に調整したものでないこと。

▼申請期限 十二月二十八日(火) 問い合わせは役場産業課へ。

110番は、事件事故の緊急通報電話です。しかし、通報の遅れにより、事件事故が早期解決できない例が最近多くなっています。また、受理するおよそ三十五パーセントがいたずら電話という困った状況です。

事件事故が起きたら、あわてず、すぐに「110番通報」しましょう。またいたずら電話は止めましょう。

▼申込期間 一月十七日～一月三十一日

▼開講日時 二月十四日から三月十八日まで、毎週月曜から金曜、午前九時三十分から午後三時三十分。(三月七日・十日は休み)

問い合わせ、申し込みは長岡情報ビジネス専門学校(☎三五二一〇五五)または、中越地区婦人就業援助相談室(月・水・金のみ☎三二二二四一)まで

日	曜	行	事
12 月			
16	木	リハビリ	13:00～ みしま園
17	金	ふるさと講座	19:30～ 交流センター
18	土	役場開庁	
19	日		
20	月		
21	火	心配ごと相談	13:30～16:00 役場相談室
		少年少女スポーツ教室	19:30～ 町体育館
22	水		
23	木	天皇誕生日	
24	金		
25	土	クリスマスコンサート	19:00～ みしま交流センター
26	日	役場開庁	
27	月		
28	火		
29	水	役場開庁	(～1/3まで)
30	木		
31	金		
平成6年 1 月			
1	土	元旦	
2	日		
3	月	賀詞交換会	12:00～ 野崎家
4	火	少年少女スポーツ教室	19:30～ 町体育館
5	水		
6	木		
7	金		
8	土	役場開庁	
9	日	消防団出初式	10:00～ 町体育館
10	月		
11	火	少年少女スポーツ教室	19:30～ 町体育館
		心配ごと相談	13:30～16:00 役場相談室
12	水		
13	木	リハビリ	13:00～ みしま園
14	金		
1/15～23 書き初め展：町体育館			